

資料編

○ 審議会諮問・答申

(諮問)

本企財第476号
平成22年11月24日

本巢市計画審議会長 様

本巢市長 藤原 勉

本巢市第1次総合計画後期基本計画について (諮問)

本巢市第1次総合計画後期基本計画の策定について、本巢市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(答申)

平成23年2月22日

本巢市長 藤原 勉 様

本巢市計画審議会

会長 高橋 弦

本巢市第1次総合計画「後期基本計画」について（答申）

平成22年11月24日付け本企財第476号をもって貴職から諮問された本巢市第1次総合計画「後期基本計画」について、当審議会において慎重に審議した結果、適当であると認め、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

- 1 計画の実施にあたっては、事業の重要度、優先度を実施計画に反映させ、市民の目線に立って推進されるとともに、事業評価システムの導入により、たえず費用対効果を検証しつつ効果的な事業を実施されたい。
- 2 市民協働を進めていく上で重要な役割をもつ自治会が、自主的なコミュニティ組織であるということを市民の方に再認識して頂くとともに、市民協働を推進していく上で、自治会と十分に連携を図られたい。
- 3 防災対策については、災害訓練を実施するにあたって、ハザードマップ等のより一層の有効活用を図られたい。
- 4 観光については、鮎釣り、柿狩りなどの関係団体とも連携し集客に努めるとともに、全国的にも有名な「長良川鵜飼」の岐阜市や「谷汲山」が所在する揖斐川町など近隣市町と連携を密にし、より一層の推進を図られたい。
- 5 企業誘致については、市の歳入の増加が見込まれるとともに、地域の雇用が確保され、地域の活性化に直接繋がるため、より一層の推進を図られたい。
- 6 庁舎の統合については、危機管理上の問題とのことであるが、市民への影響、費用対効果等を良く検討し進められたい。
- 7 市北部地域への移住促進については、ホームページなどでの情報掲載にとどまらず、都市住民への直接的、積極的な情報発信を図られたい。また、市営住宅の活用を検討していただきたい。

○ 本巢市計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本巢市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第52号)

この条例は、平成19年2月3日から施行する。

附 則(平成22年条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○ 審議会委員

氏 名	備 考
道下 和茂	市議会議長
遠山 利美	市議会議員
高田 文一	市議会議員
江崎 美智子	市女性の会代表
大野 美知子	市民生児童委員連合協議会代表
北川 忠義	公募委員
鷺見 八重子	市商工会代表
高田 禮子	市農業委員会代表
◎高橋 弦	岐阜大学地域科学部教授
○高橋 富士夫	市連合自治会長会代表
富田 多津子	市教育委員代表
鳥内 隆雄	公募委員
濱崎 百合子	市連合PTA代表
疋田 智人	公募委員
堀 美津子	市老人クラブ連合会代表

◎ 会長

○ 会長職務代理者

○ 本巢市総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 本巢市総合計画を策定するため、本巢市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本巢市総合計画の策定に関し、調査、審議及び調整を図るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、専門の事項を調査、研究、調整及び協議する。

3 専門部会の部会長は、委員長が指名する。

4 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会長は、専門部会の会務を総括する。

(ワーキングチーム)

第6条 専門部会にワーキングチームを設けることができる。

2 ワーキングチームは、専門部会の補助機関として施策に関する現況と課題の整理、調査、研究、各種資料の収集及び計画づくり等を行う。

3 ワーキングチームのチーム員は、部会長が指名する。

4 ワーキングチームにチームリーダーを置き、部会長が指名する。

5 チームリーダーは、ワーキングチームの会務を総括する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長、専門部会にあっては部会長、ワーキングチームにあってはチームリーダーが招集する。

2 委員長、部会長又はチームリーダーは、総合計画策定の調査、研究、調整及び審議する上で必要があるときは、構成員以外の者であっても出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会、専門部会及びワーキングチームの庶務は、企画部企画財政課において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令甲第8号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令甲第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

参与、総務部長、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、林政部長、上下水道部長、総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長
--

○ 策定委員会名簿

区 分	氏 名	備 考
副市長	小野 精三	委員長
総務部長	中島 治徳	
企画部長	高田 敏幸	職務代理者
市民環境部長	坂井 嘉徳	
健康福祉部長	浅野 明	
産業建設部長	山田 英昭	
林政部長（兼根尾総合支所長）	山田 道夫	
上下水道部長	杉山 尊司	
議会事務局長	石川 博光	
教育委員会事務局長	成瀬 正直	

○ 策定経過

平成 22 年	2 月	前期基本計画の進捗状況及び現在の課題調査の実施
	5 月	第 1 回策定委員会
	6 月	市民意識調査の実施 第 1 回専門部会 4 部会合同ワーキングチーム会議
	7 月	計画審議会委員の公募
	8 月	計画審議会公募委員の決定
	9 月	各部会ワーキングチーム案に対するヒアリングの実施
	11 月	第 2 回専門部会 第 2 回策定委員会 第 1 回計画審議会（諮問・審議）
	12 月	第 2 回計画審議会（審議） 第 3 回計画審議会（審議）
平成 23 年	1 月	パブリックコメントの実施(1/4～2/2)
	2 月	第 3 回策定委員会 第 4 回計画審議会（審議・答申）

※ワーキングチーム会議は部会ごとに随時実施